

令和7年度第10回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年11月28日（金）

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第21号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第22号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第23号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第7 議案第25号 芽室町奨学金償還延長決定の件（非公開）

日程第8 議案第26号 令和6年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況について
の点検及び評価の報告書」提出の件

日程第9 議案第27号 令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 2 1 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 1 9 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度就学援助認定総括表(11月1日)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	1	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
帯広栄小学校		1					1
合計	0	1	0	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				1

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1					1	2
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	1	0	0	0	0	1	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0
合計				2

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

令和7年度就学援助認定総括表

(令和7年11月1日現在)

申請世帯	110	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	94	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	93	世帯
経済的困窮世帯	37	世帯
児童扶養手当受給世帯	53	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	1	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	15	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5
7	110	94	15	1	8.9

(内数)

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	14	5	12	8	8	52
上美生小学校							0
芽室西小学校	4	3	3	6	5	3	24
芽室南小学校							0
帯広栄小学校		1					1
合計	9	18	8	18	13	11	77

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	14	12	42
上美生中学校	1	2		3
芽室西中学校	4	3	2	9
合計	21	19	14	54

合計 131

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	1	1	1	1	1	3	8
上美生小学校							0
芽室西小学校	1		2			1	4
芽室南小学校			1				1
合計	2	1	4	1	1	4	13

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	2	2	6
上美生中学校				0
芽室西中学校	2		2	4
合計	4	2	4	10

合計 23

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	9	4	6	5	1	26
2	2	3	3	3	3	16
						0
						0
						0
3	11	7	9	8	4	42

(中学校)

1年	2年	3年	計
8	5	8	21
	2		2
1	3	1	5
9	10	9	28

合計 70

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1人

○町民税非課税・減免世帯

上美生中学校 1年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

6年 2人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 2 2 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 2 3 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五一・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・平二五政二四四・平二七政四二一・一部改正）

日程第7

議案第25号

芽室町奨学金償還延長決定の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第11条の規定に基づき、償還延長の決定をしようとするものであります。

令和7年11月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例(平成29年3月7日条例第2号)

最終改正:令和7年3月26日条例第17号

改正内容:令和7年3月26日条例第17号[令和7年4月1日]

(償還の延長)

第11条 町長は、前条の規定にかかわらず、奨学生が災害又は疾病等の理由により奨学金の償還が困難と認めるときは、その償還期限を延長することができる。

(償還の延長又は免除の申請)

第13条 償還の延長又は免除を受けようとする奨学生又はその遺族は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除の決定及び通知)

第14条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って償還の延長又は免除の適否を決定し、当該奨学生に通知するものとする。

日程第 8

議案第 26 号

令和 6 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検
及び評価の報告書」提出の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和 6 年度の
教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価の報告書を芽室町議会に提出しようと
するものであります。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度

教育に関する事務の管理及び執行の
状況についての点検及び評価の報告書

令和7年11月

芽室町教育委員会

はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されました。

本報告書は、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに町民に対する説明責任を果たすために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、令和 6 年度の教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価を実施し、報告するものです。

この点検・評価は、「第 5 期芽室町総合計画」の後期実施計画中、「基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり」に定める施策に沿って、毎年度、点検・評価を実施することとしています。

令和 7 年 11 月

芽室町教育委員会

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章 教育委員会の活動状況

	ページ
1 教育委員会の会議の開催状況	1
2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況	6
3 教育委員の活動状況	7
4 附属機関等の開催状況	8
5 教育関係の表彰	11
6 教育委員会の組織	12
7 教育委員会事務局の事務分掌	13

第2章 施策マネジメントシートによる評価

1 学校教育の充実	17
2 社会教育の推進	20
3 地域文化の振興	22
4 スポーツしやすい環境づくり	24

第3章 芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等

1 芽室町教育振興基本計画施策項目及び成果指標実績	29
---------------------------	----

第1章

教育委員会の活動状況

1 教育委員会の会議の開催状況

芽室町教育委員会の会議は原則として公開で、毎月1回開催しています。

この会議においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会会議規則に基づき、教育長及び教育委員が教育行政に関する基本的な方針の決定や教育委員会規則の制定、職員の任免に関することなど、教育に関するさまざまな議題について審議しました。

令和6年度は次のとおり開催しました。

期 日	番 号	付 議 案 件
令和6年 4月24日	報告第 1 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 2 号	芽室町営水泳プール及び芽室町トレーニングセンターにおける愛称募集結果の件
	議案第 1 号	芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
	議案第 2 号	芽室町教育研究所職員委嘱の件
	議案第 3 号	芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
	議案第 4 号	芽室町社会教育委員委嘱の件
	議案第 5 号	芽室町文化財保護審議会委員委嘱の件
	議案第 6 号	芽室町スポーツ推進委員委嘱の件
	議案第 7 号	芽室町図書館協議会委員委嘱の件
	議案第 8 号	芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則制定の件
議案第 9 号	芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件	
令和6年 5月29日	報告第 3 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 4 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 10 号	教育委員会委員の学校訪問実施の件
	議案第 11 号	芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
	議案第 12 号	芽室町部活動地域移行推進協議会委員委嘱の件
	議案第 13 号	芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件
議案第 14 号	契約締結（芽室町総合体育館改修工事）の議案に対する意見申し出の件	

令和6年 5月29日	議案第 15 号	条例改正（芽室町教育研究所設置条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 16 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 17 号	令和6年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員推薦の件
令和6年 6月19日	議案第 18 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和6年 6月26日	報告第 5 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 6 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 19 号	芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件
	議案第 20 号	教育財産の所管換の件
令和6年 7月26日	議案第 21 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則中一部改正の件
	報告第 7 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 8 号	英語指導助手交代の件
	報告第 9 号	教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件
	報告第 10 号	令和6年度中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会実施の件
令和6年 8月28日	議案第 22 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	報告第 11 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件
	報告第 12 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 13 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 14 号	就学指定校変更認定の件
	報告第 15 号	令和6年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
	議案第 23 号	令和7年度使用小学校用教科用図書採択の件
	議案第 24 号	令和7年度使用中学校用教科用図書採択の件
議案第 25 号	令和7年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件	

令和6年 8月28日	議案第 26 号	芽室町中央公民館指定管理者の指定の件
	議案第 27 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和6年 9月17日	報告第 16 号	芽室町教育委員会委員に係る議会同意の件
	報告第 17 号	9月5日提供の学校給食の件
	議案第 28 号	令和6年芽室町議会定例会9月定例会議教育委員会所管一般質問の件
令和6年 9月27日	報告第 18 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 19 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 29 号	教育委員会委員の道内研修実施の件
	議案第 30 号	令和6年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
	議案第 31 号	芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件
	議案第 32 号	芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例規則中一部改正の件
	議案第 33 号	芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
令和6年 10月28日	報告第 20 号	教育長職務代理者指名の件
	報告第 21 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 22 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 23 号	9月5日提供の学校給食の件
	報告第 24 号	図書館繰上開館実施結果の件
	議案第 34 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件
令和6年 11月27日	報告第 25 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 26 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 35 号	芽室町奨学金の償還免除決定の件
	議案第 36 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 37 号	令和5年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件
	議案第 38 号	芽室町文化賞等規則中一部改正の件
	議案第 39 号	芽室町スポーツ賞等規則中一部改正の件

令和6年 11月27日	議案第 40 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和6年 12月13日	議案第 41 号	令和6年芽室町議会定例会12月定例会議教育委員会所管一般質問の件
	議案第 42 号	請負変更契約締結（総合体育館改修工事）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 43 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和6年 12月23日	報告第 27 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 28 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	議案第 44 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 45 号	令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
	協議案第 1 号	令和7年度芽室町一般会計教育費予算の件
令和7年 1月29日	報告第 29 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 30 号	令和7年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件
	議案第 46 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和7年 2月7日	議案第 47 号	令和6年度芽室町文化賞等候補者諮問の件
	議案第 48 号	令和6年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件
	協議案第 2 号	令和7年度芽室町教育行政執行方針（素案）の件
令和7年 2月26日	報告第 31 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 32 号	区域外就学認定の件
	報告第 33 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	報告第 34 号	冬季図書館繰上開館実施結果の件
	議案第 49 号	令和6年度芽室町文化賞等受賞者決定の件
	議案第 50 号	令和6年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件
	議案第 51 号	令和7年度芽室町教育行政執行方針の件
議案第 52 号	令和7年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件	

令和7年 2月26日	議案第 53 号	条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 54 号	芽室町奨学金償還支援助成金交付規則制定の件
	議案第 55 号	芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件
	議案第 56 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和7年 3月17日	報告第 35 号	令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件
	議案第 57 号	芽室町立学校職員任免内申の件
	議案第 58 号	ゲートボール普及活動事業～挑戦の流儀～（R3～R6）の検証及び、ゲートボール普及活動事業第2期～挑戦の流儀～（R7～R12）の件
	議案第 59 号	令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和7年 3月26日	報告第 36 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 37 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 38 号	区域外就学認定の件
	議案第 60 号	芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
	議案第 61 号	芽室町学校医委嘱の件
	議案第 62 号	芽室町学校歯科医委嘱の件
	議案第 63 号	芽室町学校薬剤師委嘱の件
	議案第 64 号	第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件

2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況

令和6年度に制定、改廃された教育に関する条例及び教育委員会の規則等は次のとおりです。

(1) 条例

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町教育研究所設置条例中一部改正	R6. 6. 4	R6. 6. 4
・芽室町奨学金貸付条例中一部改正	R7. 3. 26	R7. 4. 1

(2) 規則

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則中一部改正	R6. 6. 28	R6. 7. 1
・芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正	R6. 9. 30	R6. 9. 30
・芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例規則中一部改正	R6. 9. 30	R6. 10. 1
・芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正	R6. 9. 30	R6. 10. 1
・芽室町文化賞等規則中一部改正	R6. 11. 28	R6. 11. 28
・芽室町スポーツ賞等規則中一部改正	R6. 11. 28	R6. 11. 28
・芽室町奨学金償還支援助成金交付規則制定	R7. 3. 26	R7. 4. 1
・芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正	R7. 3. 26	R7. 4. 1

(3) 規程、要綱等

題 名	決定年月日	施行年月日
・芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱一部改正	R6. 6. 19	R6. 6. 19
・新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における芽室町小中学校職員の在宅勤務実施要領廃止	R6. 11. 28	R6. 11. 28
・芽室町立学校職員の在宅勤務実施要領制定	R6. 11. 28	R6. 11. 28

(4) 計画等の策定の状況

計 画 名	策定年月日
・芽室町教育委員会第2期ICT整備・活用指針	R7. 3. 31

3 教育委員会委員の活動状況（教育長を除く）

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町内小中学校の各種行事、研修会等へ出席するなどの活動を行っています。

※ 教育委員会会議への出席を除く

月	活 動 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・芽室町立小中学校教職員辞令伝達式 ・各小中学校入学式
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回総合教育会議 ・各中学校体育祭 ・上美生小学校運動会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会委員による学校訪問 ・各小学校運動会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会委員による学校訪問 ・第59回北海道市町村教育委員会研修会（札幌市） ・中学校生徒会との意見交換会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校生徒会との意見交換会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域移行に係る先進地視察（登別市、安平町） ・各中学校文化祭 ・各小学校学芸会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回総合教育会議 ・西部十勝教育委員会連絡協議会教育委員会研修会（清水町） ・各小学校学芸会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・十勝管内市町村教育委員会教育委員会研修会（オンライン開催）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回総合教育会議
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校卒業式

4 附属機関等の開催状況

(1) 芽室町学校教育推進協議会（令和6年度開催なし）

開催月日	審議内容

(2) 芽室町教育振興基本計画策定委員会（令和6年度開催なし）

開催月日	審議内容

(3) 芽室町教育支援委員会

開催月日	審議内容
令和6年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の特別支援学級・特別支援学級在籍の適否について ・対象児童生徒に望ましい特別支援学級在籍種別について ・対象児童生徒の次年度の個別支援計画策定に係る主たる目標カテゴリと手だて、支援・配慮に関する助言について
令和6年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の特別支援学級・特別支援学級在籍の適否について ・対象児童生徒に望ましい特別支援学級在籍種別について ・対象児童生徒の次年度の個別支援計画策定に係る主たる目標カテゴリと手だて、支援・配慮に関する助言について

(4) 芽室町学校給食運営協議会

開催月日	審議内容
令和6年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度学校給食の実施実績について 令和6年度学校給食の実施について 令和6年度学校給食施設衛生検査の実施について 学校給食実施における献立・食材等について 学校給食費保護者負担金の見直しについて
令和6年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度学校給食の実施状況について 令和6年度学校給食施設衛生検査の実施について 令和6年度学校給食嗜好調査の結果について 学校給食実施における献立・食材等について

(5) 芽室町社会教育委員会

開催月日	審議内容
令和6年6月27日	<p>報告事項</p> <p>生涯学習課所管事務（事業）について</p> <p>生涯学習関係事業について（令和6年4月1日以降）</p> <p>部活動地域移行に向けた背景と現状について</p> <p>協議事項</p> <p>めむろ郷育・夢育応援団本部員の推薦について</p>
令和6年11月25日	<p>報告事項</p> <p>生涯学習関係事業について（令和6年4月1日以降）</p> <p>第44回北海道市町村社会教育委員長等研修会</p> <p>第66回全国社会教育研究大会（茨城大会）</p> <p>第63回北海道社会教育研究大会（オホーツク大会）</p> <p>協議事項</p> <p>芽室町文化賞等規則及び芽室町スポーツ賞等規則の改正について</p>
令和7年2月13日	<p>報告事項</p> <p>生涯学習関係事業について（令和6年11月25日以降）</p> <p>令和6年度（第53回）十勝管内社会教育委員研修会について</p> <p>協議事項</p> <p>令和6年度芽室町文化賞等について</p> <p>令和6年度芽室町スポーツ賞等について</p>
令和7年3月27日	<p>報告事項</p> <p>生涯学習課所管事務（事業）について（令和7年2月13日以降）</p> <p>令和6年度社会教育関連事業報告について</p> <p>令和7年度教育行政執行方針について</p> <p>令和7年度社会教育関連予算について</p>

(6) 芽室町文化財保護審議会

開催月日	審議内容
令和6年11月12日	<p>報告事項</p> <p>町指定天然記念物の「芽室公園の柏の木」の状況について</p> <p>視察見学</p> <p>町指定天然記念物の「芽室公園のカシワ林」の状況</p> <p>帯広市・落合遺跡発掘調査の状況（おびひろ動物園内）</p>

(7) 芽室町生涯学習計画策定委員会（令和6年度開催なし）

開催月日	審議内容

(8) 芽室町スポーツ推進委員会

開催月日	審議内容
令和6年4月19日	年間行事予定について チャレンジデーに代わる新たな事業について

(9) 芽室町部活動地域移行推進協議会

開催月日	審議内容
令和6年5月31日	・地域展開に係る経過、経緯等について ・先進事例等の紹介について ・芽室町の目指す方向について
令和6年12月19日	・令和8年度以降の国の動向について ・十勝管内の状況について ・令和7年度の事業推進について
令和7年3月18日	・令和7年度の事業の取り組みについて ・講演 「先進地事例の紹介及び部活動の地域展開に係る現状と課題について」 講師:NPO法人おにスポ 理事長 磯田 大治氏

(10) 芽室町図書館協議会

開催月日	審議内容
令和6年9月27日	令和6年度図書館要覧について 令和6年度芽室町図書館利用統計について 図書館繰上開館・木曜夜間開館について 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の改正について
令和7年1月27日	令和6年度図書館利用状況について 図書館繰上開館実施結果について 令和6年度広報広聴活動について 令和6年度図書館利用者アンケートについて
令和7年3月27日	令和6年度図書館利用状況について 令和7年度図書館費予算について 芽室町図書館カスタマーハラスメントに対する基本方針について 令和7年度第52回芽室町読書感想文コンクールについて

5 教育関係の表彰

(1) 芽室町文化賞・スポーツ賞等授賞式

開催日時 令和7年3月8日(土)

開催場所 芽室町中央公民館大ホール

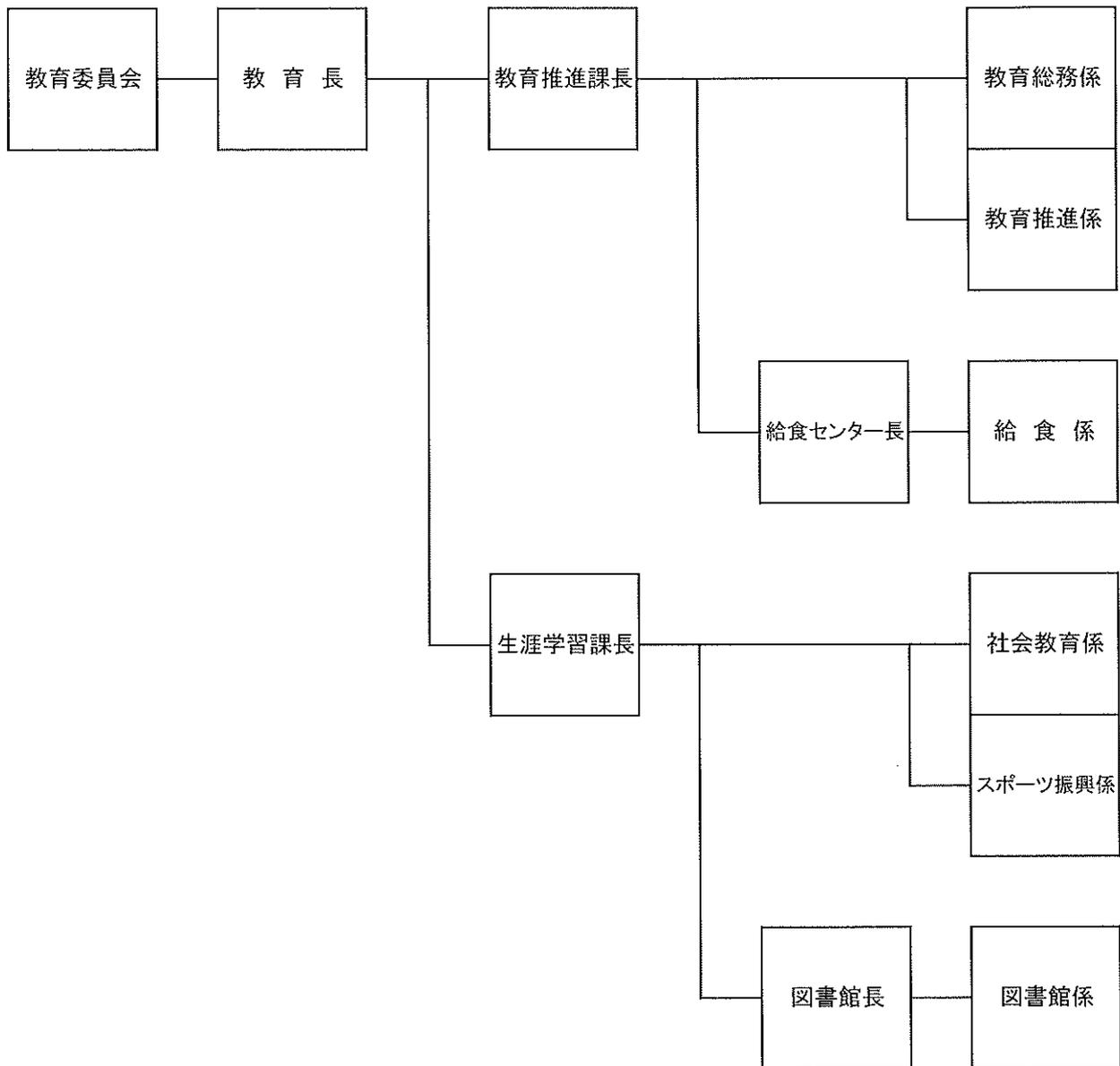
(2) 文化賞等被表彰者

- ・文化賞 成績優秀の部 1個人
- ・文化賞 功労の部 該当なし
- ・文化奨励賞 成績優秀の部 5個人、2団体
- ・文化奨励賞 功労の部 該当なし
- ・文化賞 小学生の部 3個人
- ・文化奨励賞 小学生の部 32個人、5団体
- ・文化賞 中学生の部 7個人
- ・文化奨励賞 中学生の部 15個人、6団体

(3) スポーツ賞等被表彰者

- ・スポーツ賞(一般の部) 優秀選手の部 3個人、3団体
- ・スポーツ賞(一般の部) 功労の部 該当なし
- ・スポーツ奨励賞 優秀選手の部 5個人、8団体
- ・スポーツ賞(小学生・中学生の部) 14個人、0団体
- ・スポーツ奨励賞(小学生・中学生の部) 38個人、9団体

6 教育委員会の組織



7 教育委員会事務局の分掌事務

① 教育推進課

- (1) 教育委員会の会議及び総合調整に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 教育委員会の財務に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の管理に関すること。
- (6) 学校教育に関すること。
- (7) その他学校教育行政一般に関すること。

①-1 教育推進課教育総務係

- ア 教育委員会の会議に関すること。
- イ 儀式、褒章及び表彰に関すること。
- ウ 教育委員会の条例、規則、規程の制定又は改廃に関すること。
- エ 事務局、教職員その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- オ 職員の進退、賞罰、服務、給与、福利及び研修に関すること。
- カ 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- キ 通学区域に関すること。
- ク 教育財産の管理並びに取得、処分申し立てに関すること。
- ケ 公印の管理に関すること。
- コ 教育行政相談に関すること。
- サ 他の課、係との連絡調整に関すること。
- シ 他の課、係の所管に属さない事項に関すること。

①-2 教育推進課教育推進係

- ア 学級編制に関すること。
- イ 教科内容及びその取扱に関すること。
- ウ 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。
- エ 教職員の研修及び福利厚生に関すること。
- オ 学校保健及び学校安全に関すること。
- カ 児童・生徒の就学奨励及び援助に関すること。
- キ スクールバスの運行に関すること。
- ク 教育研究所及び学校教育振興会の連絡調整に関すること。
- ケ コミュニティ・スクール（学校運営協議会関係）に関すること。
- コ その他学校教育に関すること。

※教育推進課に属する所管機関～給食センター

①-3 給食センター給食係

- ア センターの運営管理に関すること。
- イ 学校給食の供給に関すること。
- ウ 学校給食運営協議会に関すること。
- エ 学校給食の向上発展に関すること。
- オ その他学校給食に関すること。

② 生涯学習課

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 社会教育団体に関すること。
- (3) 社会教育施設の設置、管理運営並びに廃止に関すること。
- (4) 芸術文化に関すること。
- (5) その他社会教育行政一般に関すること。

②-1 生涯学習課社会教育係

- ア 社会教育委員に関すること。
- イ 社会教育の推進に関すること。
- ウ 青少年教育、婦人、高齢者等成人教育に関すること。
- エ 講座の開設及び討論会、講演会、展示会その他の集会の開催並びに奨励に関すること。
- オ 社会教育団体の指導育成に関すること。
- カ 芸術文化に関すること。
- キ 文化財の保護に関すること。
- ク 集団研修施設・ふるさと歴史館の管理運営に関すること。
- ケ 生涯学習の推進に関すること。
- コ 公民館の管理運営・活動に関すること。
- サ 公民館事業の計画・実施に関すること。
- シ コミュニティ・スクール(めむろ郷育・夢育応援団本部関係)に関すること。

②-2 生涯学習課スポーツ振興係

- ア 社会体育施設の管理運営に関すること。
- イ スポーツ振興に関すること。
- ウ 学校体育施設に関すること。
- エ スポーツ推進委員に関すること。
- オ 体育団体の指導育成に関すること。
- カ その他体育振興に関すること。
- カ ゲートボールの振興に関すること。

※生涯学習課に属する所管機関～図書館

②-3 図書館図書館係

- ア 図書館施設の維持、管理、運営及び事業計画に関すること。
- イ 図書館資料の受入れ、保存及び除籍に関すること。
- ウ 図書の分類、配列及びその目録の作成に関すること。
- エ 図書資料の配架、貸出し及び返却事務に関すること。
- オ その他庶務及び奉仕関係に関すること。

第2章

施策マネジメントシートによる評価

まちづくりの基本目標 2

心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

1 学校教育の充実

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-1 学校教育の充実
主 管 課		教育推進課

2 社会教育の推進

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-2 社会教育の推進[主管課]社会教育課
主 管 課		生涯学習課

3 地域文化の振興

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-1 地域文化の振興
主 管 課		生涯学習課

4 スポーツしやすい環境づくり

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-2 スポーツしやすい環境づくり
主 管 課		生涯学習課

施策番号	2-1-1	施策名	学校教育の充実	実施期間	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
主管課	教育推進課	担当者	坂口 勝己	内 額	441
施策関係課					

施策の方針と成果指標		意図	結果			
1. 施策の方針	地域社会と連携しながら信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、未来を切り拓くための資質・能力を身に付ける 児童生徒が社会に出たときに自立できる 				
成果指標	説明	単位	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度目標
①	「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	%	72.9 (R3)	72.8		80.0
②	「自分にはふいところがある」と回答した児童生徒の割合	%	78.5 (R3)	89.3		80.0
③	「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	%	87.7 (R3)	78.8		90.0
④						

成果指標の設定は、全国学力・学習状況調査の結果を採用し、①「豊かな心」、②「豊かな学力」、③「健やかな体」を育む上で、3つの指標を設定した。
 目標値の設定は、各成果指標共に5%程度の上昇を目指し設定した。

施策の事業費	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
施策事業費 (千円)	1,033,264	929,243	935,579	

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察		視定される理由	達成された理由
① 2024年度の成果評価 (前年との比較)	<ul style="list-style-type: none"> 成果は向上した 成果は変わらなかった 成果は低下した 	<p>指標①は少人数学級編成、授業改善、不登校支援、ICT教育環境の整備など、個に応じた指導の充実を図ったが回答者入れ替えによる減少、指標②はコミュニケーションの推進や積極的な児童生徒の指導の推進による増加、指標③は食育・食糧教育の充実を図るも、家庭との連携不足による減少と定評される。</p>	<p>指標①②の目標達成に向け、少人数学級編成や習熟度別少人数指導、特別支援教育の充実、不登校支援システムを活用、ICT教育環境の整備など、誰一人取り残すことのない個に応じた学びの場の充実や、コミュニケーションの推進により、指標①の目標達成が、これらの取組を推進し、指標②の目標達成と指標③の目標達成に向け、家庭教師・管理栄養士による全校の全学級を対象とした食育指導や食生活の充実を図っているが、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた家庭との連携の推進により、目標の達成を目指す。</p>
② 第5期総合計画(後期実施計画) (2025年度の最終的な目標達成状況)	<ul style="list-style-type: none"> 現状の取組の延長で目標は達成でき 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、現行事業の見直しや新採事業の企画実施で目標達成は可能 事業の見直しや新採事業の企画実施をしても目標達成は難しい 	<p>指標 (理由)</p>	
(2) 施策の成果評価に対する2024年度事業概括			
① 児童生徒支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒支援事業 ② 小学校(中学校)教材・教員支援事業 ③ コミュニティスクール運営事業 	<p>② 施策の成果向上に対して貢献度が低かった事業</p>	
③ 専務事業全体の振り返り(括弧)	<ul style="list-style-type: none"> 事業①⇒町独自に令和5年度から小中学校全学年30人以下学級編成のため町独自で臨時教諭を配置したほか、特別支援教育の推進のための地域コーディネーターや教育活動指導助手、学校支援員を配置、不登校支援システムによる個に応じた支援を推進した。 事業②⇒GIGAスクール構想推進のため継続して教育DX推進員やICTヘルプデスクを設置しているほか、通信速度の改善や授業支援ソフト導入を図る等、ICT活用推進のための環境を整備した。 事業③⇒コミュニティスクールの醸成を推進し、1つむる未来学「ためむる未来学」の推進を通して「夢育・郷育」の醸成が図られた。 		
(3) 施策の方針「実現」に対する進捗結果(計画策定時との比較)			
担当課評価	<ul style="list-style-type: none"> A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらなかった又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した 	進捗結果	

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

<p>施策を取り巻く状況と今後の予測</p>	<p>《施策を取り巻く状況》 ①学校施設等の老朽化対策や多様なニーズへの対応(R1:学校施設等長寿命化計画策定) ②医療的ケア児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒の増加への対応(R2:地域コ－ディネーター複数配置) ③ICT教育推進への対応(R6:第2期ICT整備・活用指針策定) ④登校に困難を抱える児童生徒の増加への対応(R6:不登校支援システム一部改訂) ⑤部活動の地域移行への対応(R6:部活動地域移行推進協議会設置)</p> <p>《今後の予測》 ①小中学校配置計画(R8策定)による、児童生徒数の減少を踏まえた計画的整備 ②児童生徒支援のための人的配置やIT技術等を活用した取り組み ③ICT活用指針に基づく情報活用能力の育成、授業改善、校務の情報化の推進 ④不登校支援システムに基づく、組織的取組の定着 ⑤「部活動の地域展開」に向けた町の方針の策定</p>
<p>この施策に対しては、児童・保護者、関係機関、関係団体などからの様々な意見や要望が寄せられ、どのような改善が必要か、</p>	<p>・児童数減少により様式化が予想される学校保護者等から、次期小中学校配置計画に向けた意見や要望がある。⇒R5～R6PTAや地域住民と意見交換を実施、R7アンケート調査や諮問機関における審議実施。 ・不登校児童生徒への支援が必要である。⇒不登校支援システムに基づく組織的・計画的な取組や、相談体制強化を検討、R7相談体制の強化や道徳教育メタハウスに参加。 ・不登校支援システムを推進する上で専門性が必要である。⇒システム策定時に有識者の意見を踏まえ策定したが、見直しを図りながら今後も継続したシステムを推進する。 ・部活動の地域移行については、慎重に取組む必要がある。⇒R6協議会において課題抽出や解決策を議論、R7方向性を検討等を行う。 ・朝食摂食率を向上させる必要がある。⇒庁内横断的な取組みとして関係課で情報共有。</p>

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取組むべき課題)

<p>①確かな学力の育成(児童生徒支援事業)⇒小中学校全学年における30人以下学級編制の実施等による習熟度別・少人数指導の推進、指導主事(主幹)配置による学校運営の推進と地域コ－ディネーター機能の充実、教育DX推進員の配置によるICT教育の推進、小中一貫教育の推進を図る。 ②豊かな心の育成(児童生徒支援事業)⇒道徳教育や情操教育の充実、「いじめ防止基本方針」「不登校支援システム」「学校風土調査」に基づく未然防止と早期発見・早期対応を図る。 ③健やかな体の育成(学校健康診断実施事業・学校給食管理運営事業)⇒基本的な食習慣や生活習慣の確立のため、食育・食農教育、生活習慣病検査など、郷育や健康教育を推進する。 ④特別なニーズに対応した教育の推進(児童生徒支援事業)⇒地域コ－ディネーターを中心とした発達支援システムの推進、医療的ケア児支援法を踏まえた組織的支援体制の確立を図る。 ⑤質の高い教育環境の整備(小中学校・中学校教材・教員整備事業)⇒教育DX推進員の配置、AIDリルの導入などハード・ソフト人材を一体としたICT環境の整備、部活動の地域移行に向けた町の方向性の検討、小中学校配置計画更新(R8)を見据えて児童生徒数の減少を踏まえた学校施設の計画的整備を進める。</p>
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

<p>評価</p>	<p>成果指標等から、維持したと評価する。</p>	<p>進捗結果</p>	<p>A B C D E</p>	<p>○</p>
<p>今後の取組に対する意見</p>	<p>5に記載の取組を進めてください。</p>	<p>A:実現した B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は軽微した E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>	<p>A B C D E</p>	<p></p>

7. 総合計画審議会(外部評価)

<p>評価</p>	<p>C・成果指標②を重視した。 ・GIGAスクール構想の推進のためICT整備等環境整備を行っているなど全体の文量から評価。 D・成果指標の増減現在のため ・取組みは評価するが、向上しているなど記載がないため。 E・成果指標の減少。特に成果指標③を重視したため。</p>	<p>進捗結果</p>	<p>A B C D E</p>	<p>2 2 1</p>
<p>今後の取組に対する意見</p>	<p>・子どもと地域のつながりが重要になっていくので、地域の学校にかかわる人を増やすということが重要だと思う。 ・想像する力をつけさせる教育であってほしい。 ・家庭環境によって学習の機会が奪われることのないようにしてほしい。 ・教員は人事異動がある。茅渚町の独自のポリシーを担任した教員に伝えてほしい。 ・ICT教育については不安がある。進めるのであれば、検証などはしてほしい。 ・小学校から中学校に上がるときにPCが変わる。前の人の使用状況によって変わり、劣化の激しいものもあるため使い続けられないか。</p>	<p>A:実現した B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は軽微した E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>	<p>A B C D E</p>	<p></p>

施策の外部評価(専門部会)意見への対応一覧

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
1	2-1-1	学校教育の 充実	意見	教員の人事異動について。 芽室町の独自のポリシーを赴任した教員に伝えて いってほしい。	教育 推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	各種協議会等参画・支援事業	
			対応内容	毎月、校長会議、教頭会議を開催し、会議時に教 育長作が作成した資料等を用いて、芽室町教育委 員会が力を入れている教育方針等について、共有 を図っております。 また、会議後には各学校の職員会議等において、 校長から情報伝達が行われております。	
2	2-1-1	学校教育の 充実	意見	参観日で見ていると、PCと教科書を併用すると 机が狭かったり、PCの起動がうまくいってない 子どもがいたりした。 ICTを進めるのであれば、検証などはしていっ てほしい。	教育 推進課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	教材・教具整備事業（小・中）	
			対応内容	授業でタブレット端末を用いる際、机上のスペ ースが狭隘となることは承知しております。しか し、タブレットの大きさをサイズダウンするこ とで机上のスペースが確保される一方、画面が小 さくなるデメリットも生じることから、次期の端 末更新の際には学校と意見交換を行うなどの検討 を行います。	
3	2-1-1	学校教育の 充実	意見	小学校から中学校に上がるときにPCが変わる。 前の人の使用状況によって変わり、劣化の激しい ものもあるため、使い続けられないか。	教育 推進課
			対応方針	1 対応する 2 検討する ③ 対応不可	
			対応事業名	教材・教具整備事業（小・中）	
			対応内容	GIGAスクール構想の下で整備されたタブレット 端末は、授業の際に小学校と中学校で異なる使 用するアプリの環境が異なるため、小学校から の持ち上がり使用はできません。	

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	A	B	C	D	E
<p>成果指標等から、前進したと評価する。</p>			○		
<p>今後の取組に対する意見</p> <p>5に記載の取組みを進めてください。</p>	<p>A:実現した B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>				

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	A	B	C	D	E
<p>成果指標①は、昨年実績より数字が大幅に増加。②は、目標値を既に上回っているため。 幅広い世代とある中で、成果指標は子供向けなのが気になるが、成果指標②が目標値に達していることから。</p>			5		
<p>今後の取組に対する意見</p> <p>子どもと大人がどちらも学べる形ができていけるといいと思う。 ・部活動の地域移行について、社会教育委員・スポーツ推進委員で、同じテーマで話しても話し合う内容が違う。そのため、皆で話す機会を作ってもらえたらと思う。 ・住民が動きたくなくなるような雰囲気づくり、立ち位置を今後も続けてほしい。</p>	<p>A:実現した B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した</p>				

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

<p>生涯学習においていつでも、誰でもが自由に学べる学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> →電子図書の実施(R5.10～) →身障者にも配慮した図書機能の充実 →公民館事業、ふるさと歴史館等、興味を引く事業の実施 →子ども会活動の減少 →少子化に伴う単位子ども会の減少は、町内会活動にも通じる町内会担当の魅力創造課との連携についてR7年度事業展開を予定。 <p>・柏樹学園の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> →生徒数の減少傾向は落ち着いてきたところであるが、さらなる活性化のため、他自治体の状況等の確認を行う →コミュニティスクールの事業 →学校支援ボランティアが増える等徐々に浸透してきている →ジモト大学事業 →白樺学園だけでは無く、芽室高校にも探究の時間として活用する等の動きが出てきた。居場所づくりプロジェクト等の新たな動きにつなげる <p>・コミュニティスクールの取組みについて、OS通信、学校支援ボランティアの活動事例の紹介等について冊子作成、配布し認知度向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> →子ども会活動の継続支援(単位子どもの減少や役員のなり手不足等の現状把握と対応) →ふるさと歴史館の活用(各種講座、特別展示等の実施) →図書館機能の充実(電子図書の拡大・浸透) 	<p>この施策に対して住民・審議会、議会からのような意見や要望が寄せられたらどのように改革するか。</p>
---	---

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取組むべき課題)

<p>・社会教育推進中期計画(R5-R8)の着実な推進と次期計画に向けた対応の検討</p> <p>・地域コミュニティの活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> →コミュニティスクールの浸透を通し、地域に開かれた学校の推進と地域住民とのコミュニティの醸成 →ジモト大学事業による人材育成。人的ネットワークの形成。地域コミュニティの活性化。 →柏樹学園の充実～他自治体を参考 →単位子ども会の減少～町内会活動(魅力創造課)との連携 <p>・社会教育施設の有効活用と維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> →公民館機能の発掘(各種講座等の推進) →図書館機能の推進(電子図書の浸透、拡大) →クーリングオフ機能の確立(中央公民館・図書館) →ふるさと歴史館の運営と事業の充実(各種講座、体験会、特別展示等の実施)

施策番号	2-2-1	施策名	地域文化の振興	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり
		取組名	地域文化の形成とスポーツ環境の充実		
		主 管 課	生涯学習課	課長名	江崎 健一
		施策関係課	環土木課	内 線	451

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針	対象	意図	結果	成果指標					
				単位	説明	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度目標
地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用をすすめます。	町民	文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり	心豊かに暮らせるまち						
① 文化活動がしやすいと感じる町民の割合	73.0 (R3)	70.1	73.0	%	住民意識調査				78.0
② 地域文化活動への参加者数	1,172 (R3)	1,439	1,562	人	生涯学習調べ				1,400
③									
④									
成果指標設定の考え方	①前期計画で得られなかった評価(45%超)を目標値としたもの。 ②現状の加減する減少率を改善し下げ止まりの傾向を示すもの。								

2. 施策の事業費

決定時決算	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
17,282	20,115	19,470		
17,282	20,115	19,470		

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
① 2024年度成果評価(前年との比較)	成果は向上した	成果は変わらなかった	成果は低下した
<input type="checkbox"/> 2024年度成果評価(前年との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標は達成でき	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、実行事業の員画しや新規事業の企画実施で目標達成は可能
<input type="checkbox"/> 5期総合計画後期実施計画(2026年度の最終的な目標達成状況)	<input type="checkbox"/> 現状の見直しや新規事業の企画実施をして目標達成は難しい	<input type="checkbox"/> 現状の取組の延長で目標達成は難しいが、実行事業の員画しや新規事業の企画実施で目標達成は可能	<input type="checkbox"/> 事業の見直しや新規事業の企画実施をして目標達成は難しい
(2) 施策の成果評価に対する2024年度事業要約			
<input type="checkbox"/> 施策の成果向上に対して貢献度が高かった事業	芸術鑑賞会等開催事業 芸術・文化振興支援事業 文化賞等授賞式開催事業	<input type="checkbox"/> 施策の成果向上に対して貢献度が低かった事業	芸術鑑賞会等開催事業
<input type="checkbox"/> 事業全体での振り返り(総括)	・町民との連携による文化芸術活動の充実 ・芸術鑑賞会等開催事業は、町民有志による実行委員会組織で企画・運営されているところであり、町民参加という意味では有効である。多くの集客を得ることにより、満足度と費用対効果をあげることを目指す。 ・町民文化展の出展はコロナ後年々上昇している点は評価できる。 ・児童生徒の文化芸術振興 ・全国生道大会出席支援は、文化活動支援として浸透していることから引き続き実施していく。 ・文化協会については役員の高齢化、加盟団体の減少等もあり会員数が減っている状況。	<input type="checkbox"/> 達成された理由	文化・芸術活動がコロナ禍を経て全面的に再開されたことにより、活動が活発化されたものと想定される。 各種文化・芸術事業の参加人数が増えたことにより、各種文化・芸術事業の参加人数が増えたことも要因の1つと考える。
(3) 「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)			
担当課評価	新型コロナウイルスの5類移行以降、文化・芸術活動が活発化されてきた。全道全国大会への支援等、子ども達の文化活動等の支援を継続し更なる振興を目指す	進捗結果	A B C D E

A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
 D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

<p>・芸術鑑賞会等開催事業は、町民有志による実行委員会組織で企画・運営されているところであり、町民参加という意味では有効である。多くの集客を得ることにより、満足度と費用対効果をあげることが目指す。</p> <p>・町民文化展は年に1度作品を展覧する機会であり、やりがい・いきがいにつながるものがあることから多くの方に参加していただけたよう引き続き取り組んでいく。</p> <p>・文化協会については、役員の高齢化・なり手不足・加盟団体の減少に伴い、会員数も減っている状況にある。文化振興の担い手として支援してきたところであり協会の今後について、どのような支援が良いか確認していく必要がある。</p> <p>・文化芸術活動への支援として、鑑賞会等の充実を図るとともに、大会出場助成を継続し、子ども達の文化活動の支援を継続する。</p> <p>・文化財については、かしかわの保全活動と新たな文化財の確認を着実に実施する。</p>	<p>・文化活動に関する公民館施設の利用料金減(シニア割引)希望。</p> <p>→町全体の利用負担の考え方から据え置くもの</p> <p>・町民文化展の内容について、実行委員会等の意見を参考にしながら実施する。</p> <p>→新たにフレームワーク等の実施し好評であった</p> <p>・ふるさと歴史館の活用(各種講座、特別展示等の実施)。</p>
<p>施策を取り巻く状況と今後の予測</p>	<p>この施策に対して 住民・関係団体 などからどのような 意見や要望が寄せられ、どのように 改善したか。</p>

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

<p>・芸術鑑賞会の継続開催。町民参加の実行委員会組織からの提案事業を実施。</p> <p>→様々な分野の鑑賞により町民の文化的思考の高揚につなげたい。</p> <p>→町民ニーズの把握と集客面の双方も意識しながら検討していく。</p> <p>→「一歩」を見て、聴いて、学ぶ」事業を意識した講演内容につなげる。</p> <p>・文化協会の支援</p> <p>→指定管理者と連携した公民館講座の充実。</p> <p>・文化活動に必要な設備・備品の計画的な整備。</p> <p>・ふるさと歴史館の各種講座、特別展示の実施等の事業充実。</p>

6. 経営戦略会議(庁内評価)

<p>評価</p>	<p>成果指標等から、前進したと評価する。</p>	<p>A</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>D</p>	<p>E</p>
<p>今後の取組に対する意見</p>	<p>5に記載の取り組みを進めてください。</p>	<p>○</p>				

A:実現した
B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した
D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらな
E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した

7. 総合計画審議会(外部評価)

<p>評価</p>	<p>B C ・成果指標が上昇し、事業費も下がっていることから評価。 ・成果指標の上昇。</p>	<p>A</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>D</p>	<p>E</p>
<p>今後の取組に対する意見</p>	<p>・他自治体も含めた、文化・スポーツ・芸術等の分野の方の活躍できる場の提供や、紹介を行ってほしい。 ・文化協会への補助のあり方の検討。 ・文化は多様化している。行政はどうすれば町民が楽しめるかを考えて、事業してみてもどうか。 ・練みごとなど、郷土の歴史の保全に注力してほしい。</p>	<p>1</p>	<p>4</p>			

A:実現した
B:(後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C:(後期実施計画策定時と比較して)前進した
D:(後期実施計画策定時と比較して)変わらな
E:(後期実施計画策定時と比較して)後退した

施策番号	2-2-2	施策名	スポーツしやすい環境づくり	基本目標	心豊かで元々人と文化を育むまちづくり
		政策名	地域文化の形成とスポーツ環境の充実		
		主管課	生涯学習課	課長名	江崎 健一
		施策関係課		内 線	451

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針	対象	意図	結果
町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりをすすめます。	町民	いつでも気軽に自由にスポーツできるような環境づくりをすすめる	健康で明るいまちづくりを実現する

成果指標	単位	2023年度実績	2024年度実績	2025年度実績	2026年度目標
① スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	%	83.5 (R3)	79.8	82.1	95.0
② 市民内の体育施設利用者数	人/年	124,734 (R3)	165,505	170,651	180,000
③ 高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	回/年	21 (R3)	30	23	64

④

①住民満足度として非常に高い評価を得る数値とするもの。
 ②前期計画で達成できなかった数値を目標とするもの。
 ③事業機会を30%UPで推進しようとするもの。

2. 施策の事業費

施策事業費 (千円)	2023年度決算	2024年度決算	2025年度決算	2026年度決算
272,165	2,114,015	559,223		

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察	
<input checked="" type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	体育施設利用人数はR5.7に開設した温水プール、トレーニングセンターを中心に増加した。意識調査については前年度を上回るものであり、一定の理解は得られていると考える。
① 2024年度 成果評価 (前年との比較) ② 第5期総合計画後期実施計画(2026年度)の最終的な目標達成状況	一部施設の閉鎖(総体第1アリーナ、芝サッカーグラウンド)もありながら、温水プール・トレーニングセンターを中心に施設利用人数が増えた。『一流を育て、輝いて、学ぶ』事業として、新たにレバング北海道との提携事業、オール・オリンピックズと「挑戦の流儀」(R7更新)の達成に努めるとともに、国際的なつながり(R6プラジル・R7中国・台湾等の発祥の地杯参加)や他地域との連携を含め、GBの普及を進めるものである。
(2) 施策の成果評価に対する2024年度事務事業総括	
① 施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業 ② 施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	各種大会出場支援事業 ゲートボール普及活動事業 スポーツ人材強化・育成支援事業 トレーニング施設維持管理事業
③ 事務事業全体の振り返り(総括)	「一流を育て、輝いて、学ぶ」事業は様々な一流選手等を招き、子ども達等に還元できる事業として継続的に実施する。R6年度は新たに北海道オール・オリンピックズと包括連携協定を締結し新たな可能性を広げた。 社会体育施設の整備については、総合体育館の暖房工事を終え、温水プールの建替等、周辺の一体的な整備が概ね終了した。(旧プール跡地利用については、発祥の地大会のプラジルチームの再生について、R6年度は発祥の地大会にプラジルから多くの参加者が来町し、大会を盛り上げた。引き継ぎ、若い世代や青年層への普及を重点的に進めるとともに、継続して取り組みを環境の整備等について関係団体と引き続き連携・強化を進める。
(3) 施策の方針「実現」に対する進捗結果(計画決定時との比較)	
該当課 評価	総合体育館周辺の工事が概ね終了したなかで、特にトレーニングセンターの利用者が顕著であり、施設利用増に貢献している。ゲートボール再生に向けた取り組みについては、発祥の地大会のプラジルチームの参加、マチュルダや高校生の活躍、北海道教育大岩見本校との連携等の明るい話題もあるが、引き続き発祥の地として競技振興につとめる。
A: 実現した B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した	進捗結果 A B C D E ○

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

<p>施策を取り巻く状況と今後の予測</p>	<p>「一流を見て・聴いて・学ぶ」事業について、R6年度は新たにレバンガ北海道との連携事業、永原利可那さんのバドミントンクリニックや北海道オール・オリンピックアスとの連携事業を実施した。子ども達等に夢や希望、努力することの大切さを伝えるものとして、引き続き事業を進めていくとともに、幅広い競技の一流選手(OB等)を招致を目指していく。</p> <p>・総合体育館周辺の一帯工事は概ね終了したところであり、特にR5.7月にオープンしたトレーニングセンターの利用や子育て支援策として総合体育館内の旧トレーニングセンターを改修したキッズルームの利用者が顕著に増えた。</p> <p>・ゲートボール振興策として「挑戦の流儀」を更新(R7～)し、発祥の地としてゲートボール振興を引き続き実施する。</p> <p>・中学校の部活動地域移行については、また時間を要するところであるが、R7年度中にR8年度から国が示す改革実行期間に合わせたロードマップ作成を行い、計画的に実施していく予定である。</p>
<p>この施策に対して住民・審判員・種金からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。</p>	<p>温水プールや温浴施設の利用者からの声が多く届くので、都度指定管理者側と協議・相談しながら対処している。</p> <p>社会体育施設再整備構想及びPark-PFI構想による運動公園広場利用者の移転について話し合いをしている。</p> <p>健康プラザの雨漏りの解消、人工芝の更新等の要望</p>

5. 施策の課題認識(現状の課題・第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

<p>「一流を見て・聴いて・学ぶ」事業の推進 →各種スポーツ団体等(コンサドーレレバンガ北海道、北海道オール・オリンピックアス等)と連携事業の着実な実施 →様々な種目との交流を通し、子ども達等の夢や希望の実現、努力することの大切さを伝える →社会体育施設再整備構想における計画的な施設整備 →健康プラザにおいて、雨漏りや人工芝等の更新を控える。財源等も考えながら実施に向け検討していく。</p> <p>・GB再生計画「挑戦の流儀」(R7～)の着実な実施。 ・部活動地域移行(地域展開)の取組 →専門コーディネーターの採用 →R8からの改革実行期間に対応したロードマップ作成</p>	<p>温水プールや温浴施設の利用者からの声が多く届くので、都度指定管理者側と協議・相談しながら対処している。</p> <p>社会体育施設再整備構想及びPark-PFI構想による運動公園広場利用者の移転について話し合いをしている。</p> <p>健康プラザの雨漏りの解消、人工芝の更新等の要望</p>
--	---

6. 経営戦略会議(庁内評価)

<p>評価</p>	<p>成果指標等から、前進したと評価する。</p>	<p>A</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>D</p>	<p>E</p>
<p>今後の取組に対する意見</p>	<p>5に記載の取組を進めてください。</p>	<p>○</p>				

A: 実現した
B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は後退した
E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

7. 総合計画審議会(外部評価)

<p>評価</p>	<p>B ・トレーニングセンターの評判や、行く人の増加。 C ・成果指標は減少もあるが、全体的には伸びている。 ・チャレンジデーが廃止された後も新しくスポーツを始められるきっかけになる取組を進めている。</p>	<p>A</p>	<p>B</p>	<p>C</p>	<p>D</p>	<p>E</p>
<p>今後の取組に対する意見</p>	<p>・上善生は体育館に冷房が付いていない。対応できないか。 ・スポーツの賃上げのため、ラジオ体操など、いろいろな取り組みを情報発信できないか。 ・ゲートボールのルールが難しいため、もっと簡略化できないか。 ・部活動の部費が、高く感じる。何か対応できないか。 ・スポーツを始められるきっかけとして、1日体験等ハードルを低くし、広報できないか。</p>	<p>1</p>	<p>4</p>			

A: 実現した
B: (後期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C: (後期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (後期実施計画策定時と比較して)変わらない又は後退した
E: (後期実施計画策定時と比較して)後退した

施策の外部評価(専門部会)意見への対応一覧

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
1	2-1-2	社会教育の推進	意見	部活動の地域移行について。社会教育委員・スポーツ推進委員で、同じテーマで話していても話し合う内容が違う。そのため、皆で話す機会を作ってもらえたらと思う。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	スポーツ人材強化・育成事業	
			対応内容	本町は、令和6年度より「芽室町部活動地域移行推進協議会」を設立し、部活動の地域展開に向け協議を進めており、令和11年4月から全ての部活動が、地域全体で支えていく体制となることを目指しています。今後も本事業を取組む上では、地域への説明会の実施も予定しており、地域の皆さまの協力を得ながら事業体制を整える考えです。 これまでの協議会の取組等につきましては、町ホームページにおいて掲載しておりますので、御確認いただけますと幸いです。	
2	2-2-1	地域文化の振興	意見	文化展について。公民館は、作品展示に使いづらい。出展数を絞ることや、めぐる一どで開催するということも考えたかどうか。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	芸術鑑賞会等開催事業	
			対応内容	文化展は、広く町民の日頃の創作活動の成果を披露する機会であり、作品数の絞り込み等を行う考えはありません。会場に関しても現行施設が適正と考えておりますが、展示方法を含めた会場利用の在り方については継続して検討していきます。	
3	2-2-1	地域文化の振興	意見	文化は、多様化している。行政でできることは、地域の潜在的な力を引き出すことではないか。どうすれば町民で楽しめるかなどにシフトすると、わかりやすい事業になるのではないか。何をやるかはメンバーや予算などで工夫が必要だと思うが、環境・メリットが見えると予算のつけ方もわかりやすいのではないか。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	文化財保護事業、芸術・文化振興支援事業	
			対応内容	「文化」は、捉え方次第で多岐に亘るため、行政だけではなく、様々な文化活動に従事する個人、団体等の意見や要望も踏まえながら、適正な保護や活動支援に繋げていかなければならないと考えています。	
4	2-2-1	地域文化の振興	意見	郷土史の保全について。公共的な保証が欲しいものである。例えば、裸神輿が行われていたが、それを振り返る機会がない。芽室町で大切にしてきた文化を保証する。記録を残すことができるのは行政だと思う。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	ふるさと歴史館運営事業 図書・視聴覚資料の貸出・保存事業	
			対応内容	町の歴史(記録)に関する文献資料の保管は図書館、歴史資料の保存・展示等の普及活動を歴史館が担っています。各館の役割として、様々な視点に立った町の歴史の発掘・継承も考えながら事業を行っていく考えです。	

施策の外部評価(専門部会)意見への対応一覧

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
5	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	GBの人口が増えない。ほかのスポーツのように、人が集まりやすいよう、ルール改正をしたらどうか。発祥の地だからこそできると思う。もっとカジュアルにできるアイデアがあれば、人口が増えるのではないか。文化的なスポーツであり、芽室町がもっと発信して人口を増やしていけたらと思う。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	ゲートボール普及活動事業	
			対応内容	本町が主催となる大会で、未経験者が多く集まる大会においては、誰もが簡単に参加することができるよう、特別ルールで大会を開催していますが、より多くの方が取組めるよう、今後も継続し検討して参ります。	

第3章

芽室町教育振興基本計画施策項目及び 成果指標実績

《芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等》

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目（1）確かな学力と社会の変化に対応する力の育成					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、児童生徒の科目の平均正答率の全国値を100とした場合の値	小6 96.4 中3 95.2	小6 96.7 中3 97.8	小6 89.2 中3 96.1	小6 104.1 中3 100.6	100.0 以上
全国学力・学習状況調査において、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対して、「1時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合	小6 40.1% 中3 74.6%	小6 35.3% 中3 60.6%	小6 36.1% 中3 47.8%	小6 27.2% 中3 54.4%	小6 63.0% 中3 76.0%
全国学力・学習状況調査において、「授業（算数・数学）の内容がよくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小6 84.5% 中3 63.0%	小6 80.8% 中3 71.8%	小6 78.9% 中3 76.4%	小6 78.0% 中3 67.3%	小6 85.0% 中3 75.0%
（新）全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」「どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合	小6 79.7% 中3 69.3%	小6 74.4% 中3 59.0%	小6 81.7% 中3 79.1%	小6 75.7% 中3 72.8%	小6 85.0%(80.3%) 中3 75.0%(68.6%)

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目（2）規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがある」「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小6 74.7% 中3 83.6%	小6 77.6% 中3 79.3%	小6 82.2% 中3 87.4%	小6 89.6% 中3 88.9%	小6 77.0% 中3 89.0%(77.0%)
全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「どちらかといえばいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小6 99.4% 中3 96.3%	小6 96.8% 中3 96.2%	小6 96.1% 中3 97.8%	小6 95.3% 中3 95.1%	すべての児童生徒が「いけないことだと思う」と回答することを目指す
（新）全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	小6 84.0% 中3 94.7%	小6 64.7% 中3 91.5%	小6 80.6% 中3 92.9%	小6 93.1% 中3 97.6%	小6 89.0%(81.1%) 中3 100%(86.2%)

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を 50.0 とした場合の値	小5 男子 47.6 小5 女子 51.5 中2 男子 47.3 中2 女子 46.7	小5 男子 52.2 小5 女子 50.0 中2 男子 49.0 中2 女子 47.4	小5 男子 50.8 小5 女子 54.0 中2 男子 48.9 中2 女子 50.5	小5 男子 53.7 小5 女子 53.3 中2 男子 44.6 中2 女子 49.2	50.0 以上
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外で1週間に運動・スポーツの総運動時間が60分以上と回答した児童生徒の割合	小5 男子 89.7% 小5 女子 88.6% 中2 男子 89.8% 中2 女子 79.0%	小5 男子 93.7% 小5 女子 91.9% 中2 男子 83.7% 中2 女子 78.7%	小5 男子 86.9% 小5 女子 87.1% 中2 男子 81.0% 中2 女子 76.2%	小5 男子 96.4% 小5 女子 76.0% 中2 男子 86.8% 中2 女子 80.0%	小5 男子 92.0% 小5 女子 93.0%(86.0%) 中2 男子 93.0% 中2 女子 83.0%
全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小6 84.0% 中3 91.0%	小6 75.0% 中3 78.7%	小6 81.1% 中3 83.0%	小6 78.6% 中3 79.0%	小6 90.0% 中3 95.0%(90.0%)

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (1) 特別なニーズに対応した教育の推進					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
「芽室町個別支援計画」を進学先等への引き継ぎに活用している学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
小・中学校に配置されている教育活動指導助手や支援員の人数	17 人	18 人	18 人	20 人	適正に配置

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (2) 教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
教育の機会均等などの確保に向けた各種制度の周知徹底	実施	実施	実施	実施	実施

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (3) 安全・安心で質の高い教育環境の整備					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
時間外在校等時間が1か月45時間以内となる教職員の割合	86.6%	86.8%	87.5%	89.6%	100%
学校図書館図書標準の達成率	小 109.7%	小 110.9%	小 123.0%	小 123.9%	100%以上
	中 112.6%	中 118.2%	中 106.0%	中 109.4%	

施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目 (1) 地域とともにある学校づくりの推進					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
(新) 全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」「どちらかといえば考えることがある」と回答した児童生徒の割合	小 6 46.3% 中 3 40.2%	小 6 41.7% 中 3 37.7%	小 6 73.4% 中 3 61.0%	小 6 78.6% 中 3 82.7%	小 6 53.0% 中 3 44.0%
全国学力・学習状況調査において、「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる」「参加してくれる」と回答した学校の割合	100%	100%	100%	令和6年度 当該設問廃止	100%

※ 成果指標「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」が令和5年度から「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に変更となっており、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童の割合を記載。

施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目 (2) 社会教育の推進と文化・スポーツの振興					
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	R05 年度実績	R06 年度実績	目標年度(R8)
児童生徒の社会教育事業参加人数	419 人	274 人	291 人	457 人	1,190 人
芽室町内の体育施設利用者数	124,734 人	140,741 人	165,505 人	170,651 人	180,000 人
文化活動への参加者数	1,172 人	1,369 人	1,439 人	1,562 人	1,400 人

日程第9

議案第27号

令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和7年11月28日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第105-2号

令和7年11月28日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和7年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

(教育推進課教育総務係)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。